

## 「ユニット型指定短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 恵心会  
特別養護老人ホーム 清谿園

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4670101106)

当事業所はご契約者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

(R6.8.1～)

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
5. 苦情の受付について .....	9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵心会
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市山田町3828番地
- (3) 電話番号 099-264-0001
- (4) 代表者氏名 理事長 藤川 忠宏
- (5) 設立年月 昭和48年7月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定  
鹿児島県297号  
※当事業所は特別養護老人ホーム清谿園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 清谿園短期入所生活介護は、利用者の人格を尊重し、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の立場に立った入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保健、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 清谿園短期入所生活介護
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市山田町3828番地
- (5) 電話番号 099-264-0001
- (6) 事業所長(管理者)氏名 原田 俊
- (7) 当事業所の運営方針\*
- (8) 開設年月 昭和48年7月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8時～17時 土・日・祝日 8時～17時

- (10) 利用定員 30人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全室個室になります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	30室	
合計	30室	
食堂	15室	
多目的ホール	1室	
浴室	12室	個室浴3 個室浴(リフト付き)6 特殊浴室2 一般浴室1
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、ユニット型指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(12) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	43名以上	43名
3. 生活相談員	2名以上	2名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1.4名以上	1.4名
6. 介護支援専門員	1.4名以上	1.4名
7. 医師（非常勤嘱託）	1名以上	必要数
8. 栄養士	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・土 緊急時
2. 介護職員	早朝： 7：30～16：30 日中： 8：30～17：30 遅出：13：30～22：30 夜間：22：30～ 7：30 8名
3. 看護職員	早朝： 7：00～16：00 日中： 8：00～17：00 遅出：10：00～19：00
4. 機能訓練指導員	毎日 8：00～17：00

☆土日は上記と同じです。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に定める割合額に応じて）が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床してお食事をとっていただきます。食事は基本的には食堂で食べていただきますが、ご希望があればお好きな場所で食べていただけるよう配慮いたします。ただし、ご利用者様の安全に考慮しまして状況によってはご希望どおりにいかない場合もあります。
- ・食事時間については、ご本人様の希望される時間もしくは覚醒にあわせた時間で食べていただきたいと思えます。ただし、衛生面を考えると調理後2時間以内に食べていただくことが望まれます。

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・理学療法士（非常勤）と機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### <サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<ユニット型個室>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 5,290円	要支援 2 6,560円	要介護度 1 7,040円	要介護度 2 7,720円	要介護度 3 8,470円	要介護度 4 9,180円	要介護度 5 9,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
4. 機能訓練体制加算	12円						
5. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円						
6. 夜勤職員配置加算Ⅱ	×		18円				
7. 看護体制加算Ⅰ	×		4円				
8. 看護体制加算Ⅱ	×		8円				
9. 合計 (3+4+5+6+7+8)	563円	690円	768円	836円	911円	982円	1,051円

※ 介護職員等処遇改善加算：別途「介護保険自己負担額の合計額」に14%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

10. その他の介護給付サービス加算(必要時)

加算	加算条件	利用料金	介護給付費額	自己負担
送迎加算	居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行った場合	片道 1,840円 往復 3,680円	片道 1,656円 往復 3,312円	片道 184円 往復 368円
緊急短期入所受入加算	当日日に利用されることが計画されてなく緊急に利用した場合	900円/日	810円/日	90円/日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	80円/食	72円/食	8円/食
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の特性やニーズに応じサービスの提供を行った場合	1,200円/日	1,080円/日	120円/日
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合	640円/日	576円/日	64円/日
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関、介護支援専門員へ情報提供を行った場合	500円/回	450円/回	50円/回
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、データ提供を行った場合	1000円/月	900円/月	100円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、データ提供を行った場合	100円/月	90円/月	10円/月
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化の為に講じられていない場合は基本報酬を減算する	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算		
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算		
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算		

※連続して 31 日～60 日を超える利用の場合は 1 日につき 30 単位の減算となります。61 日を超えるご利用の場合は介護福祉サービス費の単位数と同単位数となります。なお要支援 1 については介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 75 に相当する単位数となり、要支援 2 については介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 93 に相当する単位数の減算となります。

※介護保険負担割合証に定める割合額に応じて変動があります。記載に関しては 1 割の金額となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けていらっしゃる方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日当たり）のご負担となります。

#### ② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けていらっしゃる方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1 日当たり）のご負担となります。

<b>11. 食費自己負担額</b>	
被保険第 1 段階	300 円
被保険第 2 段階	600 円
被保険第 3 段階①	1,000 円
被保険第 3 段階②	1,300 円
被保険第 4 段階以	1,445 円

\*朝食 380 円 昼食 665 円 夕食 400 円

<b>12. 居住自己負担額</b>	
被保険第 1 段階	880 円
被保険第 2 段階	880 円
被保険第 3 段階①	1,370 円
被保険第 3 段階②	1,370 円
被保険第 4 段階以上	2,300 円
<b>(自己負担合計額)</b> (9+10+11+12)	

③理髪・美容

[理美容サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用頂けます。

利用料金：実費相当額

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥電化製品使用代

居室でテレビなどの電化製品をお使いになられる場合は、電気代をご負担いただきます。

1日 50円（冷蔵庫 別途50円）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日(土日祝日の場合は翌営業日)に指定の金融機関の口座より自動引き落としにてお支払いいただきます。

ただし、自動引き落としの手続きが完了するまでは翌月25日までにお振込みにてお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

#### ア. 指定金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫、鹿児島県信用農業協同組合連合会(JAグループ鹿児島)、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、琉球銀行、沖縄銀行、宮崎太陽銀行

#### イ. 下記指定口座へ振り込み

鹿児島銀行 星ヶ峯支店 普通預金 (951993)

しゃかいふくしほうじん けいしんかい りじちよう ふじかわただひろ  
社会福祉法人 恵心会 理事長 藤川忠宏

※ア、イにかかる振込手数料はご負担いただきます。

引き落としの前日までに指定の金融機関の口座へご入金くださいますようお願いいたします。残高不足により引き落としができなかった際も手数料をご負担いただきますのでご了承ください。

### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。



## 5. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 生活相談員室長 (担当者) 加治木 徹也

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 8:00～17:00

○電話番号 099-264-0001

また、苦情受付ボックスを事務所エレベーター前、各ユニット入り口に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長 寿部 介護保険課給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正 化委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ユニット型指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム清谿園

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

家族代表氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建

(2) 建物の延べ床面積 6,445.86㎡

(3) 事業所の周辺環境\*

周辺は、住宅地に囲まれてはいるが、事業所の周辺は、緑に囲まれとても景色はよくのどかなところである。日当たりもよく、全室窓があり採光も申し分ない。

(4) 非常災害対策 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、風水害、地震、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。看護職員とあわせ3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
2名以上の生活指導員を配置しています。

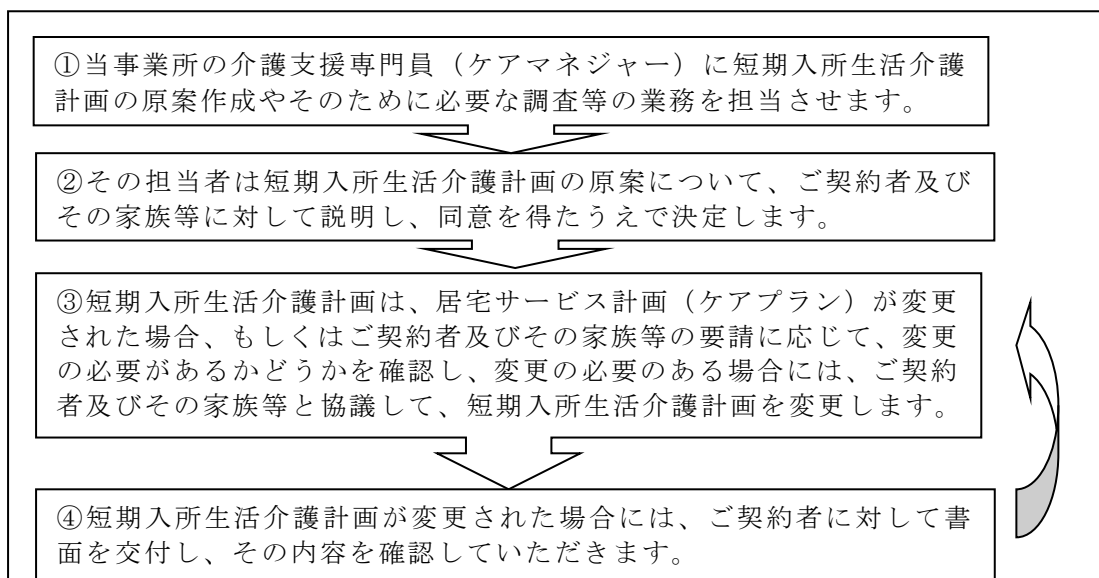
**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。  
3名以上の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。  
2名以上の機能訓練指導員を配置しています。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
非常勤で1名以上の医師を嘱託医として配置しています。

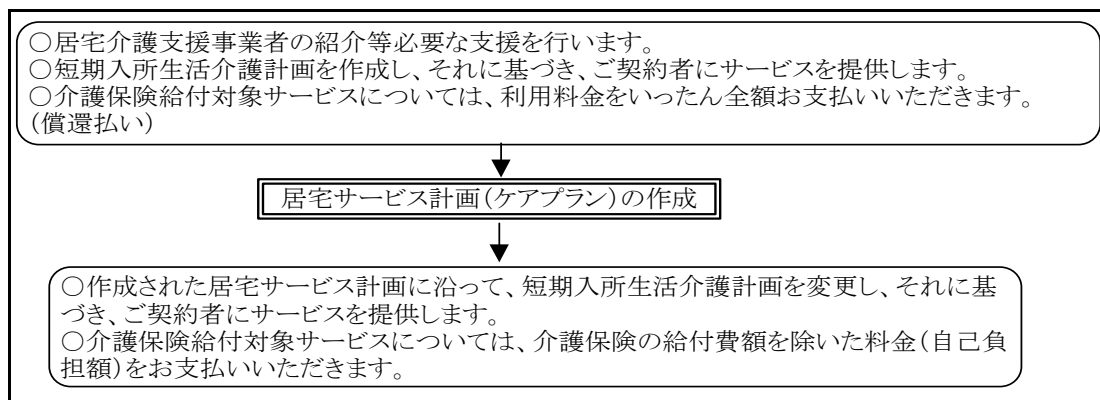
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

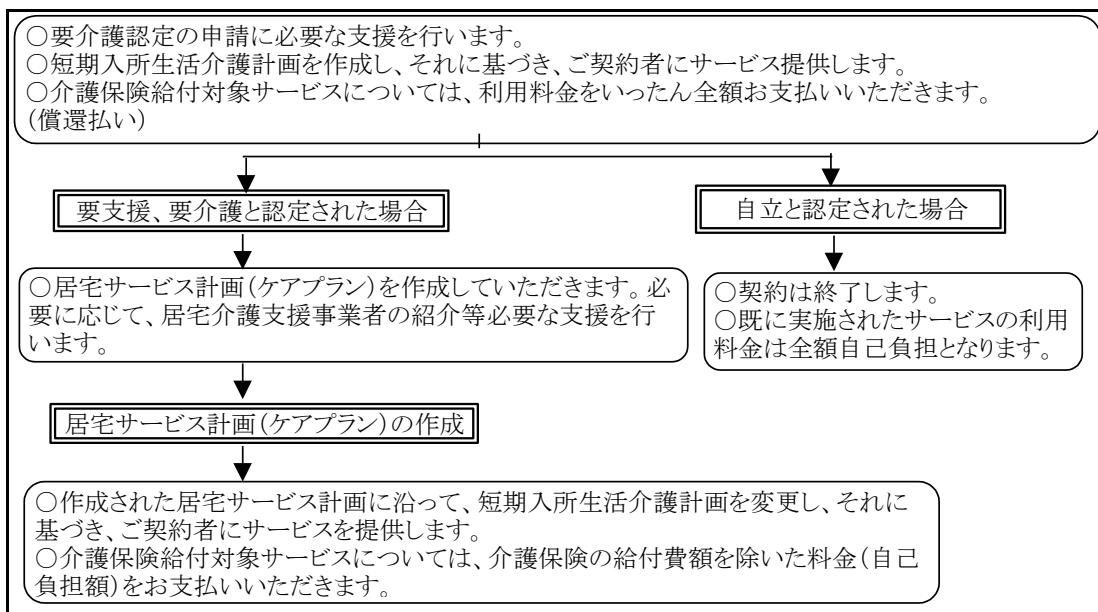


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



## 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

危険物……ナイフ、フォーク、はさみ、裁縫道具(針等)

## (2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所敷地内での喫煙はできません。

## (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

### ① 協力医療機関

医療機関の名称	中尾内科胃腸科
所在地	鹿児島市皇徳寺台3丁目24番8号
診療科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科

医療機関の名称	竹之内内科
所在地	鹿児島市星ヶ峯1丁目29-5
診療科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科

医療機関の名称	つみのり内科クリニック (嘱託医)
所在地	鹿児島市中山町5157-1F
診療科	内科、循環器科、抗加齢医学

医療機関の名称	三宅病院
所在地	鹿児島市谷山中央7丁目3-1
診療科	総合 (内科)

医療機関の名称	植村病院 (嘱託医)
所在地	鹿児島市伊敷2丁目1番2号
診療科	内科、外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、心臓血管外科

医療機関の名称	児玉整形外科
所在地	鹿児島市谷山中央1丁目5002番地
診療科	整形外科

医療機関の名称	森園整形外科
所在地	鹿児島市山田町3323-3
診療科	整形外科

医療機関の名称	中野脳神経外科
所在地	鹿児島市東開町3-163番地
診療科	脳神経外科

## ② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	丸谷歯科
所在地	鹿児島市山田町2277-7

## ③ 協力眼科病院

医療機関の名称	鹿児島みなみ眼科
所在地	鹿児島市山田町1641-1

## ④ 協力皮膚科病院

医療機関の名称	中山皮ふ科
所在地	鹿児島市中山町5237-1

## ⑤ 協力耳鼻科病院

医療機関の名称	もりやま耳鼻咽喉科
所在地	鹿児島市田上2丁目15番11号

## 6. 事故発生時の対応について

当事業所において、事故が発生した場合は、事業者は速やかに以下の方法により対処することとします。

- (1) 当事業所において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者、市町村などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
- (2) 当事業所において発生した事故の状況や事故に際してとった処置について記載し、5年間保存します。
- (3) 当事業所において発生した事故については、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (4) 損害補償については、原因究明を行い、当園に過失がみられると判断した場合のみ当事者間で協議の上、速やかに行うものとします。(詳細は7. 損害賠償についてを参照してください)

## 7. 損害賠償について

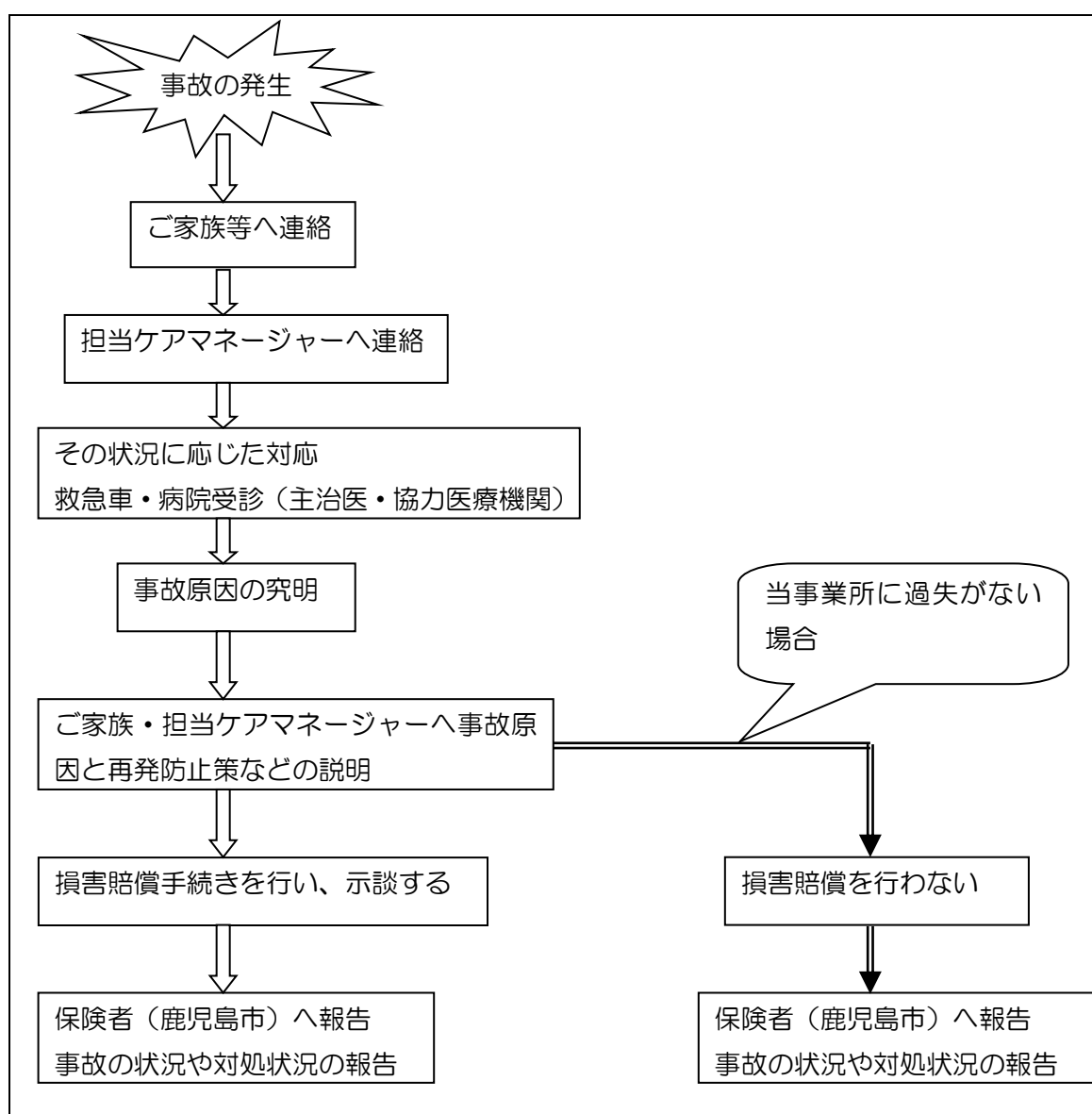
当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参



照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### （３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。